

## 学校で予防すべき感染症および出席停止の期間について

お子さんが以下の感染症に罹患した場合、学校保健安全法第19条の規定により、感染拡大予防のため出席停止となります(欠席扱いになりません)。受診した医療機関で主治医に登校許可を得て、また下表の出席停止期間を経過してから出席してください。その際、登校再開届に必要事項を記入のうえ、学級担任または保健室に提出してください。

	疾患名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸症候群※、中東呼吸器症候群※、特定鳥インフルエンザ※、感染症予防法第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症 ※ウィルスに関する規定あり	治癒するまで
	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん	解熱した後3日を経過するまで
第二種	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	新型コロナウィルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで

=====登校再開届=====

疾患名 \_\_\_\_\_

出席停止期間( )月( )日 ~ ( )月( )日

医療機関名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

年 組 生徒氏名 \_\_\_\_\_ 保護者署名 \_\_\_\_\_